

高知くらしの護身術

104

借金癖の対策

業者の貸付自粛制度も

(2008年9月9日掲載原稿)

ご家族や親戚に借金を繰り返す人がいて困っている。何とか借金することを止めさせたいが・・・方法を教えて欲しいというご相談です。

今後の借り入れを止めることでこれ以上借金を増やさないようにしたいとか、これまで何度も親や周囲の人が借金の返済を肩代わりしてきたというようなケースです。

このような場合にご紹介するのが日本貸金業協会の「貸付自粛制度」です。これは、浪費の習癖がある場合やその他の理由により、貸付を申し込んでもこれに応じないように「貸付自粛情報」を個人信用情報機関に登録するものです。これを申請したから絶対借金できないと確約できるものではありませんが、申請された情報は全国信用情報センター加盟の信用情報機関（主にサラ金系）、㈱シー・アイ・シー（主にクレジット系）、㈱シー・シー・ビー（業種横断系）に登録されます。

申し込みは原則本人ですが、一定の条件を満たした場合に限り配偶者等からの申し込みも可能です。また情報は5年間登録されます。ただし登録申請後3ヶ月を過ぎれば、登録撤回も可能です。

またこれら個人情報機関には、自己破産など債務整理をした場合に、その事実が事故情報として登録されます。この場合には一定期間の借り入れや保証人になることが出来なくなる場合があります。

借り入れが出来なくなるからと債務整理をためらう方がおいでますがまずは消費生活センターにご相談ください。